

第3部第5章第6節 共同不法行為 719条

設例2：AとBは、Cに対して共同不法行為の加害者の立場にある。CはAに対して全損害の賠償を請求し、Aは賠償をした。その後AはBに対し、BもCに対して共同不法行為によって損害を生じさせたところ、Aのみが責任を負うのは不公平であるとして求償を求めた。Aの主張は認められるであろうか。 [構造5、研究1]